

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の策定主体の名称

三重県いなべ市

### 2 構造改革特別区域の名称

いなべ市企業立地促進特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

いなべ市の区域の一部（藤原工業団地、東山工業団地）

### 4 構造改革特別区域の特性

平成の大合併といわれる市町村の再編が加速しているなか、平成 15 年 12 月 1 日に三重県内のトップを切って、員弁、北勢、大安、藤原の 4 町が合併し「いなべ市」が誕生した。この 4 町は、地理的にも歴史的にも密接な関係にあり、行政区域を越えた一体的な生活圏が形成されている。

また、いなべ市は、滋賀県・岐阜県に接する三重県の北の玄関口となっており、道路条件についても、名神高速道路や東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道にも近接しており、市内を縦断する東海環状自動車道も計画されている。

この地理的条件を活かし、市内には物流拠点や自動車関連企業が多数立地し、製造業から流通・サービスといった総合的な企業立地が展開されている。

しかしながら、当市内では土地開発公社所有の未立地の工業団地(次頁に現状説明)を保有しており、分譲を前提に誘致活動を行ってきた。しかし、企業側では景況感の先行き不透明さから経営の見直し等を進めているところであり、大規模投資(土地購入)のリスクに対する見直しがなされており、土地購入を前提とした誘致は思うように進んでいない。

そこで、いなべ市としては、新市建設計画において、「活力と活気あふれる産業のまちづくり」を掲げ、工業の発展を目指し、生活環境との調和を保ちつつ、本市の誇る多彩な工業の振興に努めるとともに、既存企業の経営基盤の強化に努め、今後とも新市の魅力を積極的にアピールすることにより、さらに優良企業の誘致に努めることとしている。

【当該工業団地の現状】

団地名	藤原工業団地	
所在地	いなべ市藤原町藤ヶ丘	
開発面積	881,300 m <sup>2</sup> 平成6年3月完成	
分譲面積	616,500 m <sup>2</sup>	
分譲済面積	424,600 m <sup>2</sup>	
内            訳	区画・面積	A区画 244,800 m <sup>2</sup>
	誘致年月日	平成5年4月30日
	企業名	三菱アルミニウム
	区画・面積	B - 1区画 18,600 m <sup>2</sup>
	誘致年月日	平成9年2月7日
	企業名	日本版リアー(株)
	区画・面積	C - 1区画 33,600 m <sup>2</sup>
	誘致年月日	平成7年11月24日
	企業名	ロデールニッタ(株)
	区画・面積	C - 2区画 25,600 m <sup>2</sup>
	誘致年月日	平成7年11月7日
	企業名	(株)ロイヤル
	区画・面積	E区画 102,000 m <sup>2</sup>
	誘致年月日	平成6年8月8日
企業名	(株)ニッセン	
未分譲区画・面積	2区画 191,900 m <sup>2</sup>	
内	B - 2区画	130,300 m <sup>2</sup>
訳	D区画	61,600 m <sup>2</sup>

団地名	東山工業団地	
所在地	いなべ市大安町梅戸	
開発面積	330,838 m <sup>2</sup> 平成3年12月完成	
分譲面積	304,267 m <sup>2</sup>	
分譲済面積	282,693 m <sup>2</sup> 1区画	
	誘致年月日	平成4年9月
	企業名	(株)神戸製鋼所
未分譲区画・面積	1区画 21,574 m <sup>2</sup>	

## 5 構造改革特別区域計画の意義

土地開発公社が、現在の企業ニーズにあった事業用借地権を設定し、賃貸することにより、中京・関西圏における新たな物流拠点の形成や自動車関連産業等の誘致が一層促進され、企業活動が活発になることにより、新産業の創設、雇用の増大が図られ、さらなる地域経済の活性化が期待できる。

特に雇用の増大については、近年の企業の取り巻く先行き不透明な構造不況等により経営の見直しのためのリストラクチャリング等が進められているなか、市内在住の従業者についても例外ではなく、技術職においても退職を余儀なくされる事例が少なくない。よって、当市において規制の特例措置の適用を受けることにより、企業の初期投資を抑えながら企業活動がより活発化することにより、再雇用の機会も生じ、雇用の安定が図られることとなる。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

往生出荷額の増加と新規雇用の創出に伴い、J I Uターンによる若者流出の歯止め、新規定住者の増加によるいなべ市人口の安定化を図る。

近接している四日市港の利用促進により、三重県全体の物流促進につながり、停滞している高速道路建設促進につながるものとする。

周辺住民との強調を図ることを第1と考え、共存・共栄する町作りを目指す。

公害の少ない優良企業の誘致を図り、就労機会及び収入の増大を通じて地域の活性化を図る。

これらの目標を達成するために必要な措置として、土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律第17条第1項第2号の規定により造成した土地であって、当該工業団地において工場、事務所その他の業務施設等の用に供するための事業用借地権を設定し、賃貸するものである。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

関西、中京圏のほぼ中央に位置し、交通の要所となる当市では、物流拠点の形成がさらに図られ、自動車関連産業等総合的な企業立地が図られるほか、次のとおり工場出荷額の増加と新規雇用の増加に伴い、I U Jターンによる新規定住者も増え、市税収入の増加も図られる。

従業者数 (人)											(単位 : 人)
H2	H4	H6	H8	H10	H12	H14	H16	H17	H18	H19	H20
10,408	11,823	11,871	11,835	12,022	11,606	11,738	12,050	12,350	12,650	12,950	13,250

資料 : 三重県統計調査チーム「三重の工業」

製造出荷額等

(単位：百万円)

H2	H4	H6	H8	H10	H12	H14	H16	H17	H18	H19	H20
374,978	340,020	386,435	485,371	457,448	482,721	673,746	684,000	685,000	687,000	389,000	400,000

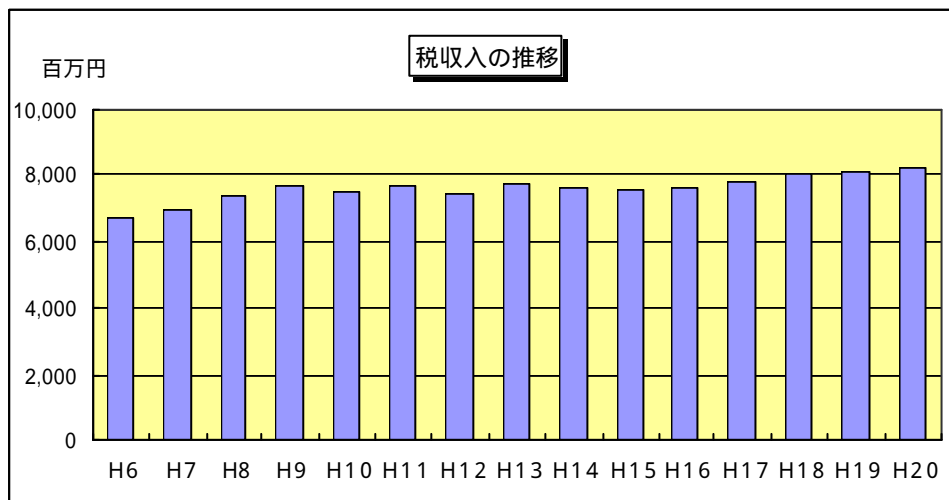
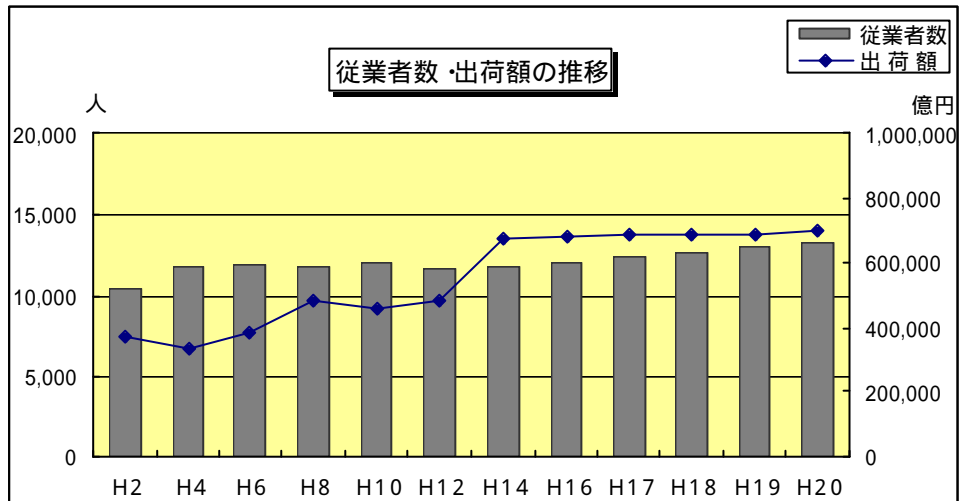
資料：三重県統計調査チーム「三重の工業」

市税収入

(単位：百万円)

H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
6,733	6,970	7,343	7,648	7,457	7,647	7,432	7,708	7,598	7,550	7,600	7,800	8,000	8,100	8,200

資料：財政課調べ



8 特定事業の名称

土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業

9 構造改革特別地域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

企業誘致活動事業

藤原及び東山工業団地の当該特定事業を国内外の企業に情報発信し、新市の魅力を積極的にアピールしながら企業等との接触を促進する。

しかしながら当市では、企業を誘致するにあたり、税の優遇措置はとっておらず、少なからずハンデキャップとなることが予想される。そこで、税の優遇措置に代わる措置としては、アクセス道路、上下水道、雨水排水等のインフラ整備などに可能な限り協力していくこととする。

また、これまでの分譲方式のみでなく、景気の低迷に伴い、企業等のニーズが高まっている事業用定期借地制度を、構造改革特区事業の認定を受けることにより土地開発公社で一層の誘致活動を行うこととする。

## 別紙

- 1 特定事業の名称  
403 土地開発公社の所有する造成地の賃貸事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者  
員弁土地開発公社  
特別区域内へ進出する企業
- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日  
認定の日から
- 4 特定事業の内容
  - (1) 事業に関与する主体  
藤原工業団地、東山工業団地を造成・保有している員弁土地開発公社と、当該工業団地に賃貸制度を活用して立地する企業
  - (2) 事業が行われる区域  
三重県いなべ市の一部

### 藤原工業団地

所 在	三重県いなべ市藤原町藤ヶ丘 6 - 1, 7 - 1, 15, 16	
区画・面積	B - 2 区画	130,300 m <sup>2</sup>
	D 区画	61,600 m <sup>2</sup>
	計	191,900 m <sup>2</sup>

### 東山工業団地

所 在	三重県いなべ市大安町梅戸字向ヒ山 1332 - 1	
区画・面積	1 区画	21,574 m <sup>2</sup>

- (3) 事業により実現される制度  
員弁土地開発公社が所有する藤原工業団地及び東山工業団地において、賃貸制度を導入し、分譲との相乗効果によって企業立地を促進させる。
- 5 当該規制の特例措置の内容  
企業誘致活動において、立地を計画している企業やその代理者から、立地に係る初期投資を軽減させたいので賃貸できないかとの質問や要望が少なからずあった。しかし、現行では公社所有の工業団地は分譲しか認められてなく、立地に結びつけることができなかつた。今回、特区に認定され、当該工業団地において新たに賃貸制度を導入し、その旨を積極的にアピールし誘致活動を行っていく。一方、企業においても立地・操業に係る初期投資を低く抑えることにより、リスクを最小限にとどめることができるということから、先ず核となり得る企業等を先導的に誘致し、その後続く関連企業もその吸引力により誘致が可能となりうる。